平成29年 わかやま夏の交通安全運動推進要綱

1 目的

この運動は、夏季の行楽等による交通量の増加、暑さからくる疲れや気のゆるみなどによる夏特有の 交通事故が多発する時期をとらえ、県民一人一人に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵 守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることにより、交通事故の防止を図ることを目的とする。

2 期間

- (1) 運動期間:7月11日(火)から7月20日(木)までの10日間
- (2) 近畿交通安全デー:7月15日(土)

3 主催

和歌山県・交通事故をなくする県民運動推進協議会(会長 仁坂 吉伸)

4 運動重点

- (1) 子供と高齢者の交通事故防止(事故にあわない、おこさない)
- (2) 飲酒運転の根絶
- (3) 歩行中・自転車乗用中の交通事故防止(自転車については、特に自転車安全利用五則の周知徹底)

5 運動重点に対する主な推進項目

- (1) 子供と高齢者の交通事故防止(事故にあわない、おこさない)
 - ア 日常生活の中で、安全に道路を通行するための幼児・児童とその保護者に対する交通安全教育・ 広報啓発の促進
 - イ 通学路等における幼児・児童の安全の確保
 - (ア) 安全に通学路等を通行するための幼児・児童とその保護者に対する交通安全教育・広報啓発 の促進
 - (イ) 通園・通学時間帯における街頭での幼児・児童に対する交通安全指導、保護・誘導活動の徹底
 - (ウ) スクールゾーンや通学路等における幼児・児童の安全な通行を確保するための交通安全総点 検及び通行する車両の運転者に対する注意喚起を促すための広報啓発の促進
 - ウ 広報啓発活動等を通じた高齢者による自身の身体機能の変化に対する的確な認識とこれに基づ く安全行動の促進
 - エ 夕暮れ時と夜間における歩行中・自転車乗用中での反射材用品等の着用の促進
 - オ 高齢の歩行者・電動車いす利用者・自転車利用者に対する街頭での交通安全指導、保護・誘導活動の促進
 - カ 子供、高齢者、障害者等に対する思いやりのある運転の促進、交通環境の整備
 - キ シルバーゾーンやゾーン30を始めとする生活道路等における歩行者・自転車の安全な通行を確保するための交通安全総点検の促進
 - ク 参加・体験・実践型の交通安全教育等の推進による交通ルール・交通マナーの習得及び理解向上

と安全行動の促進

- ケ 高齢運転者に対するあらゆる機会を捉えた加齢等に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響などの安全指導の徹底
- コ 高齢運転者等に対する申請による運転免許の取消 (運転免許証の自主返納) 制度及び返納者への 支援措置の周知
- サ 高齢運転者等が安全に自動車等を運転できるか個別に相談することのできる運転適性相談窓口 の周知
- シ 70歳以上の運転者に対する高齢運転者標識(高齢者マーク)の使用促進と全ての年齢層に対す る高齢者マークを表示している自動車への保護義務の周知徹底
- ス 75歳以上の高齢運転者に対する
 - ・ 一定の違反行為をした場合の臨時認知機能検査の受検と、同検査の結果、認知機能の低下が 自動車等の運転に影響を及ぼすおそれがあると判断された者に対する臨時高齢者講習受講の義 務付け
 - 更新時と臨時の認知機能検査で「認知症のおそれがある」と判断された全ての者に対する医 師の診断義務付け

等の改正道路交通法の内容について、高齢運転者やその家族への周知徹底

- セ 高齢者の運転に関する家庭内での話し合いについての広報啓発及び理解向上と安全行動の促進
- (2) 飲酒運転の根絶
 - ア 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等を通じ、飲酒運転の根絶に向けた地域、職場、 家庭等における飲酒運転を絶対に許さない環境づくりの促進
 - イ 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の促進
 - ウ 飲酒運転の悪質性・危険性を理解させるなど、飲酒運転行為を是正させるための運転者教育の推 進
 - エ 自動車運送事業者による点呼時におけるアルコール検知器の使用等、飲酒運転の根絶に向けた取組の実施
- (3) 歩行中・自転車乗用中の交通事故防止(自転車については、特に自転車安全利用五則の周知徹底) ア 歩行者に対する街頭での交通安全指導、保護・誘導活動の促進
 - イ 歩行者に対し、横断時等歩行者自身の交通ルールの遵守や歩きながらのスマートフォン等の操作等(特にゲーム)の危険性等を含めた交通マナーの周知
 - ウ 歩行者・自転車利用者の反射材用品等の着用の推進衣服、履物等、身の回り品への反射材等の組 み込みの促進と各種広報媒体を活用した反射材用品、明るい目立つ色の衣服等の着用効果などに関 する広報啓発活動の促進
 - エ 交通混雑や視認性の低下などによる夕暮れ時と夜間の危険性及び反射材用品や、明るく目立つ色 の衣服などの着用効果等を理解・認識させる交通安全教育等の推進
 - オ 自転車利用者に対する「自転車安全利用五則」(平成19年7月10日交通対策本部決定)を活用した前照灯の点灯、通行方法等の車両としての交通ルール・交通マナーの周知と、街頭指導の強化や交通安全教室等による自転車の交通ルールの遵守徹底
 - カ 自転車乗用の際の飲酒運転、二人乗り、並進の禁止の徹底と、傘差し、スマートフォン等使用、 イヤホン使用等の危険性の周知徹底
 - キ 幼児・児童の乗車用ヘルメット着用の徹底のほか、高齢者や中学・高校生等の自転車利用者に対するヘルメット着用の促進
 - ク 幼児を幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用と幼児二人同乗用自転車の安全利用の促

進

- ケ 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入促進
- コ 自転車の安全性能に関する情報提供及び自転車の点検整備の励行
- サ 夕暮れ時における自動車の前照灯の早め点灯の励行
- シ 夜間の対向車や先行車がいない状況における走行用前照灯(いわゆるハイビーム)の使用の励行
- ス 運転中のスマートフォン等の操作等の禁止の徹底
- セ 歩行者・自転車利用者の安全な通行を確保するための交通安全総点検の促進
- ソ 自転車の通行方法(車道の左側通行や路側帯通行は道路の左側部分に限られる等)の指導と歩道 通行時における歩行者優先の徹底

6 運動の実施要領

- (1) 主催機関は、関係機関・団体等との連携を密にし、支援・協力体制を保持するとともに、具体的な実施計画を策定し、推進体制を確立する。
- (2) 主催機関は、組織の特性を活かして地域住民が参加しやすいように創意・工夫し、以下の諸活動を展開又は支援する。
 - ア 自動車教習所等の練習コース、視聴覚教材、シミュレーター、スケアード・ストレイト方式等を 活用した参加・体験・実践型の各種交通安全教育の実施
 - イ 各種広報媒体を活用した街頭キャンペーン及び街頭における交通安全指導、保護・誘導活動の 実施
 - ウ 交通安全教材や地域の交通事故実態と特徴が容易に理解できる各種資料(交通事故統計、広報 啓発資料等)の提供
 - エ 有識者、交通事故被害者等が参加する交通安全シンポジウムの開催
 - オ 交通安全に関する作文、標語等の募集と活用
- (3) 主催機関・団体は、交通安全キャンペーンや交通安全教育等を通じて反射材用品、明るく目立つ 色の衣服等の着用の必要性、「自転車安全利用五則」の周知徹底、シートベルトとチャイルドシー トの着用効果、飲酒運転・無免許運転・危険ドラッグを使用した上での運転等の悪質性・危険性に 関する広報啓発活動を展開する。
- (4) 主催機関・団体は、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット、携帯端末、広報車等、各種の媒体を活用して対象に応じた広報啓発活動を活発に展開するとともに、これらの各種メディアに対し、運動重点を効果的に推進するための関連情報はもとより、交通事故実態に応じた事故防止対策を的確に推進するための情報提供を積極的に行い、交通安全意識の高揚を図る。
 - なお、チャイルドシート使用に関する各種広報等に当たっては、「チャイルドシート着用推進シンボルマーク」を活用した効果的な推進を図る。
- (5) 主催機関・団体は、所属の全職員に対し、本運動の趣旨及び重点等を周知させ、飲酒運転・無免許運転・危険ドラッグを使用した上での運転等をしない、させないことはもとより、反射材用品等の着用、自動車乗用中における後部座席を含む全ての座席でのシートベルトとチャイルドシートの着用や自転車乗用中の交通ルールの遵守等、職員自身が率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配意をする。
- (6) 県及び市町村は、事前に運動の趣旨等について広く住民に周知し、市民参加型の交通安全運動の 充実・発展を図るとともに、住民本位の運動として展開されるよう、民間団体及び交通ボランティ ア等との幅広い連携を図りつつ、地域の交通事故実態及び住民や交通事故被害者等のニーズ等を踏 まえた実施に努める。
- (7) 県及び市町村は、高齢化が進む交通ボランティアの活性化と若者の交通安全意識の向上を図るた

め、各種交通安全キャンペーン、街頭監視・指導活動等への若者の参加促進に努める。

7 家庭・地域・学校・職域における運動の推進方法

- (1) 家庭・地域における運動の推進方法
 - ア 自治会、町内会、老人クラブ等との連携による世代間交流を視野に入れた参加・体験・実践型の交通安全教室等を開催するとともに、住民を主体とした交通安全総点検、ヒヤリハットマップの作成等を実施し、住民側から見た交通上の危険箇所等を積極的にくみ上げ、その把握と解消に努める。
 - イ 家庭内における話合い等を通じて、交通安全意識を高めるとともに、保護者や家族が自ら納得して安全な交通行動を実践することができるよう、通学路等での交通事故の発生状況など身近な交通事故実態、シートベルトとチャイルドシート及び反射材用品・明るい目立つ色の衣服等の着用効果、飲酒運転・無免許運転・危険ドラッグを使用した上での運転等の悪質性・危険性、自転車の安全利用等に関する必要な資料・情報の提供を行う。
 - ウ 交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者を中心に、家庭訪問による個別指導等の高齢者と接 する機会を利用した交通安全指導が地域ぐるみで行われるよう努める。
- (2) 保育所、幼稚園、小学校等における運動の推進方法
 - ア 保護者、保育士、教師等との連携により、子供と保護者が一緒に学ぶ参加・体験・実践型の交通安全教室等を開催して、歩行中の安全な通行方法や「自転車安全利用五則」を活用した自転車の安全利用等の交通ルールの理解及び交通マナーの向上を図る。
 - イ 保護者に対して幼児二人同乗用自転車の安全利用並びに幼児・児童の自転車乗用時における乗車用へルメット着用及び幼児用座席に幼児を乗車させる際のシートベルト着用を促進するほか、 自動車乗車中におけるチャイルドシートの正しい使用の徹底を図る。
 - ウ 保護者等を交えた交通安全総点検、ヒヤリハットマップの作成等を実施し、子供の目線から見た 通学路等における交通上の危険箇所の把握と解消に努める。
- (3) 職域における運動の推進方法
 - ア 職場の管理者、安全運転管理者、運行管理者等との連携により、事業所等の業務形態に対応した 交通安全教室等を開催する。
 - イ 飲酒運転・無免許運転・危険ドラッグを使用した上での運転等による交通事故の実態及び悪質性 ・危険性の周知等について指導を徹底する。
 - ウ シートベルトの着用効果の理解促進及び全ての座席における着用の徹底、自転車利用者に対する 交通ルールの遵守等、職域における交通安全意識の向上を図る。
 - エ 社内広報誌(紙)を活用した積極的な広報啓発活動や職域の職員による地域の各種交通安全啓発 活動への参加を促進するため、安全運転や交通事故情勢などに関するきめ細かな情報提供を行う。

8 効果評価の実施

主催機関は運動終了後にその効果評価を行い、実施結果を的確に把握することにより、次回以降の運動がより効果的に実施されるよう施策の検証に努める。

	推進機関・団体	
和歌山県	市町村	和歌山県議会
和歌山県教育委員会	和歌山県公安委員会	和歌山県警察本部
近畿運輸局和歌山運輸支局	和歌山労働局	近畿地方整備局
和歌山県市長会	和歌山県市議会議長会	和歌山県町村会
和歌山県町村議会議長会	和歌山県市町村教育委員会 連絡協議会	和歌山県高等学校長会
和歌山県中学校長会	和歌山県連合小学校長会	和歌山県公民館連絡協議会
和歌山県経営者協会	和歌山県青年団協議会	和歌山県PTA連合会
和歌山県高等学校 PTA連合会	和歌山県公立幼稚園・ こども園長会	和歌山県私立幼稚園協会
和歌山県交通安全協会	和歌山県トラック協会	和歌山県タクシー協会
和歌山県バス協会	和歌山県自動車整備振興会	和歌山県自動車販売 交通安全対策推進協議会
和歌山県自転車軽自動車 商業協同組合	西日本旅客鉄道株式会社 和歌山支社	南海電気鉄道株式会社 和歌山支社
有田鉄道株式会社	紀州鉄道株式会社	和歌山県建設業協会
和歌山県農協交通安全運動 推進協議会	和歌山砂利砕石 生産業協同組合	和歌山県保育所連合会
和歌山県高速道路 交通安全協議会	和歌山県指定自動車 教習所協会	和歌山県交通安全母の会 連絡協議会
和歌山県交通指導員会 連絡協議会	和歌山青年会議所	和歌山バス株式会社
西日本高速道路株式会社 関西支社和歌山高速道路事務所	自動車事故対策機構 和歌山支所	自動車安全運転センター 和歌山県事務所
軽自動車検査協会 和歌山事務所	和歌山県軽自動車協会	和歌山県老人クラブ連合会
和歌山県交通運輸産業 労働組合協議会	和歌山県石油協同組合	和歌山県地域交通安全活動 推進委員連絡協議会
和歌山県交通遺児を 励ます会	和歌山電鐵株式会社	日本自動車連盟和歌山支部